

介護予防・日常生活支援総合事業 緩和した基準によるサービスについて

指定事業者向け説明会
平成30年5月30日
高齢者支援課

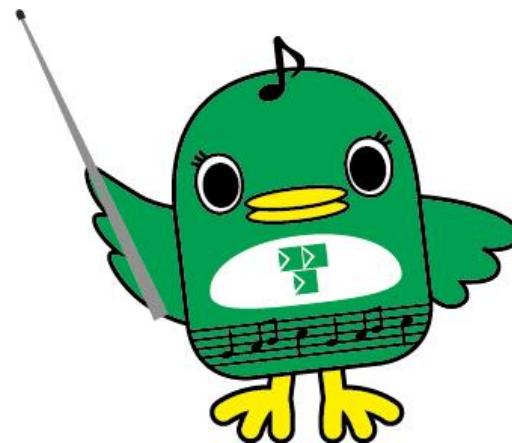


目次

1. 習志野市における総合事業のサービスについて
2. サービスの基準等について
3. サービス提供にあたり必要な事務手続き等について
4. 請求事務について
5. 今後の主なスケジュールについて

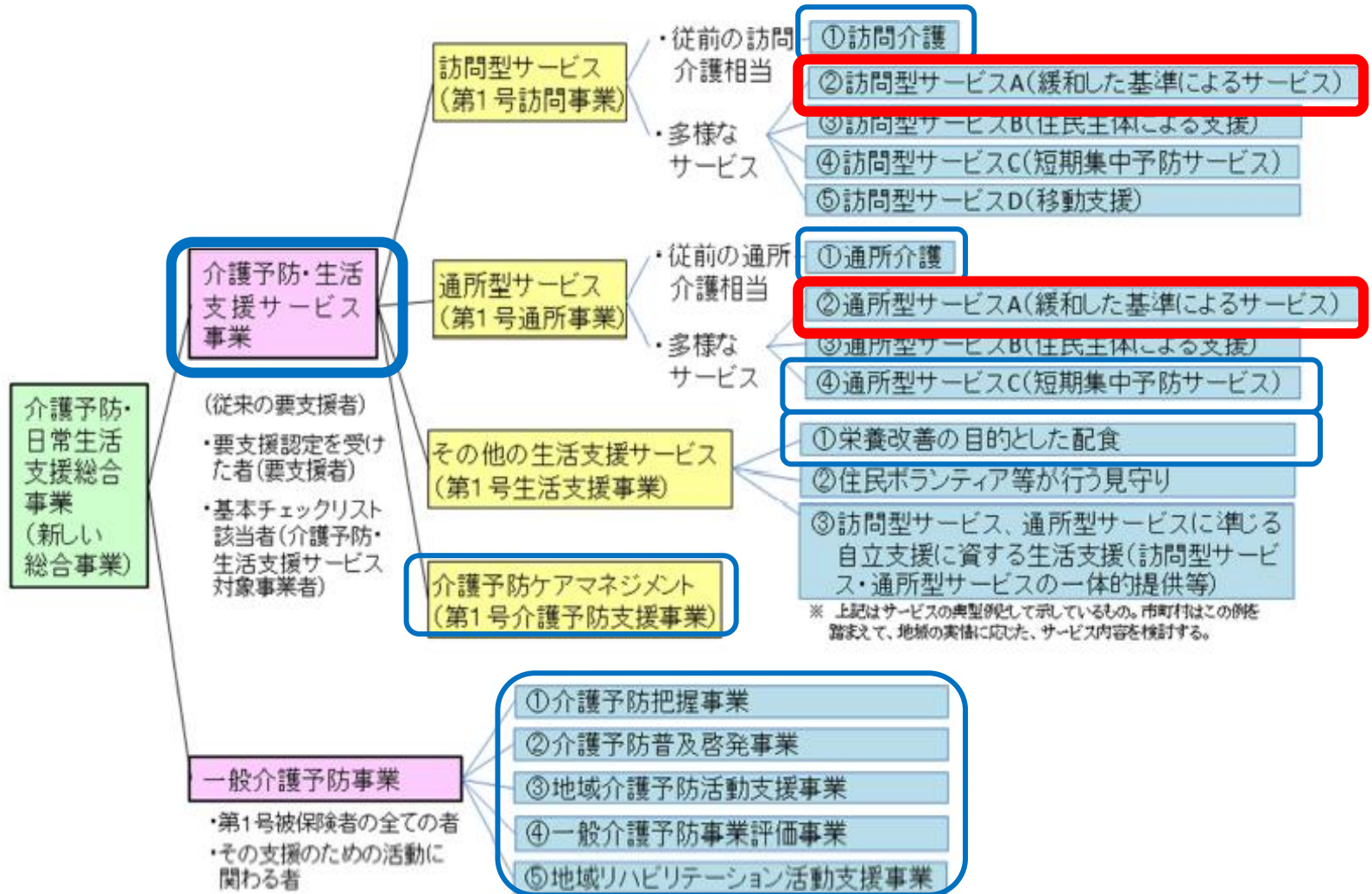


1. 習志野市における総合事業のサービスについて



1-1. 総合事業の構成と移行時のサービス内容

[習志野市案]



1-2. 介護予防・生活支援サービス事業の類型

(国のガイドラインで示された例)

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 	<ul style="list-style-type: none"> ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス 「配食安否確認サービス」

1-2. 介護予防・生活支援サービス事業の類型

【①訪問型サービス】

[習志野市案]

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス名称	介護予防訪問型サービス	生活援助訪問型サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○訪問介護員によるサービスが必要なケース</p> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	○左記以外のケース
実施方法	事業者指定	
基準	旧介護予防訪問介護と同等	人員等を緩和した基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者

1-2. 介護予防・生活支援サービス事業の類型

【②通所型サービス】

[習志野市案]

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
サービス名称	介護予防通所型サービス	運動機能向上ミニデイ型サービス	介護予防ミニデイ型サービス
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	運動機能向上のための機能訓練、 レクリエーション等	体操やレクリエーション等
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○左記以外のケースで、集中的に運動機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	○左記以外のケース
実施方法	事業者指定		
基準	旧介護予防通所介護と同等	人員等を緩和した基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	

2. サービスの基準等について



2-1. 訪問型サービスAの基準について

[習志野市案]

サービス名称	生活援助訪問型サービス
サービスの内容	○身体介護を伴わない生活援助
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で以下の基準を満たすこと</p> <p>①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>②従事者：1人以上 〈資格要件〉介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、<u>市認定ヘルパー</u></p> <p>③サービス提供責任者：常勤の従事者のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は利用者50人に1人以上 〈資格要件〉介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</p>
設備基準	○介護予防訪問型サービスと同等
運営基準	○介護予防訪問型サービスと同等

2-2. 訪問型サービスAの単価について

[習志野市案]

サービス名称	生活援助訪問型サービス
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○地域区分 4級地(1単位=10.84円) ○算定単位 利用回数に応じた報酬(上限有) ○報酬体系 <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助訪問型サービスⅠ(週1回程度) (4回まで)229単位/回、(5回以上)1,145単位/月 ・生活援助訪問型サービスⅡ(週2回程度) (8回まで)229単位/回、(9回以上)2,061単位/月 ・生活援助訪問型サービスⅢ(週2回超程度) (12回まで)242単位/回、(13回以上)3,146単位/月 ○加算 <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 200単位
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

2-3. 市認定ヘルパーについて

以下の研修受講修了者を市認定ヘルパーとする。

- 市認定ヘルパー養成講座（市委託事業）
（※平成29年度までの名称は「シニアサポーター養成講座」）
- 介護予防・生活支援サービス担い手養成研修
（運営：千葉県介護福祉士会（千葉県委託事業））
- 上記研修に準ずるもの
（※他市認定ヘルパー研修、事業所内養成研修等）

2-3. 市認定ヘルパーについて

各事業所で市認定ヘルパーを養成する場合は、以下の条件を満たすこと。

- カリキュラムは市認定ヘルパー養成研修のカリキュラムとする。
- テキストは市認定ヘルパー養成研修のテキストを使用する。
- 講師は、市認定ヘルパー養成講座を聴講又は事業所内養成研修講師向け説明会に参加した事業所のサービス提供責任者とする。

2-4. 通所型サービスAの基準について

[習志野市案]

サービス名称	(1)運動機能向上ミニデイ型サービス
サービスの内容	○運動機能向上のための機能訓練、レクリエーション等(送迎含む)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で以下の基準を満たすこと</p> <p>①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>②介護職員：15人以下 常勤換算で1人以上 定員15人超 常勤換算で(15を超える数)÷5+1人以上 ※常勤換算:(勤務延時間数)÷(サービス提供時間数)</p> <p>③機能訓練指導員：単位ごとに1人以上 〈資格要件〉理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師・准看護師、 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ※定員に関わらず、単位ごとに全職種合わせて常時2人以上</p>
設備基準	○介護予防通所型サービスと同等
運営基準	○介護予防通所型サービスと同等

2-4. 通所型サービスAの基準について

[習志野市案]

サービス名称	(2)介護予防ミニデイ型サービス
サービスの内容	○介護予防のための体操、レクリエーション等(送迎含む)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で以下の基準を満たすこと</p> <p>①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>②介護職員：定員15人以下 常勤換算で1人以上 定員15人超 常勤換算で(15を超える数)÷5+1人以上 ※常勤換算:(勤務延時間数)÷(サービス提供時間数) ※定員に関わらず、単位ごとに全職種合わせて常時2人以上</p>
設備基準	○介護予防通所型サービスと同等
運営基準	○介護予防通所型サービスと同等

2-5. 通所型サービスAの単価について

[習志野市案]

サービス名称	(1)運動機能向上ミニデイ型サービス
単価	<p>○地域区分 4級地(1単位=10.54円)</p> <p>○算定単位 利用回数に応じた報酬</p> <p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none">・運動機能向上ミニデイ型サービスⅠ(要支援1、事業対象者) (4回まで)305単位/回、(5回以上)1,525単位/月・運動機能向上ミニデイ型サービスⅡ(要支援2、事業対象者) (8回まで)314単位/回、(9回以上)2,826単位/月 <p>○加算・減算 なし</p>
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

2-5. 通所型サービスAの単価について

[習志野市案]

サービス名称	(2)介護予防ミニデイ型サービス
単価	<p>○地域区分 4級地(1単位=10.54円)</p> <p>○算定単位 利用回数に応じた報酬</p> <p>○報酬体系</p> <ul style="list-style-type: none">・介護予防ミニデイ型サービスⅠ(要支援1、事業対象者) (月4回まで)298単位/回、(5回以上)1,490単位/月・介護予防ミニデイ型サービスⅡ(要支援2、事業対象者) (月8回まで)305単位/回、(9回以上)2,745単位/月 <p>○加算・減算 なし</p>
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

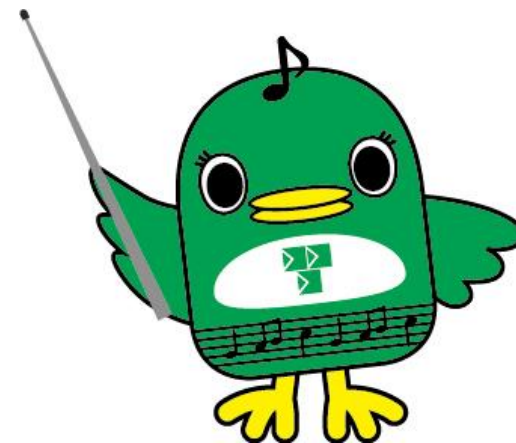
2-6. 通所型サービスAの実施方法について

通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所型サービスと一体的に実施することが出来るものとする。

<実施例>

- ・通所介護等とは独立して、単独で実施。
- ・通所介護等の週休日に実施。
- ・曜日や時間帯(午前・午後)を限って実施。
- ・通所介護等と同時に、それぞれの提供するサービス内容や空間を分けて実施する。

3. サービス提供にあたり必要な 事務手続き等について



3-1. 定款・運営規程等の変更について

作成・変更が必要なもの

- 定款、運営規程については、事業者が緩和した基準によるサービスを開始する時期(指定申請をする時期)までに作成・変更してください。

定款の記載について

- 定款の事業目的欄に、総合事業を行う旨の記載が必要。

【定款記載例】

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

運営規程の記載について

- 提供するサービス種別を追加し、その他必要事項の記載が必要。

【運営規程記載例】

「介護保険法に規定する第1号訪問事業」「生活援助訪問型サービス」

「介護保険法に規定する第1号通所事業」「介護予防ミニデイ型サービス」

「運動機能向上ミニデイ型サービス」

3-1. 定款・運営規程等の変更について

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

第1号訪問事業

介護予防訪問型サービス

生活援助訪問型サービス

第1号通所事業

介護予防通所型サービス

運動機能向上
ミニデイ型サービス

介護予防
ミニデイ型サービス

3-1. 定款・運営規程等の変更について

留意事項

- 介護予防訪問(通所)介護は、H30.3.31でその事業が廃止されたため、文言は削除すること。
- 定款等に「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等の記載をまだしていない事業所については、早急に文言を追加すること。
- 定款等記載例がすべての法人に当てはまるわけではないため、詳細については各所轄庁へその変更について確認を行うこと。
- 記載例として示したものはあくまで例示であるため、これにより損害等を生じたとしても、その責任を負うものではない。

3-2. 事業者指定について

総合事業における事業者指定は習志野市が行う

- 総合事業における事業者の指定権者は習志野市となる。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届け出は習志野市に行く。
- 指定の内容が変更になった際の変更届については、各サービスに応じた指定権者へ届出を行う必要がある。

提供するサービス		必要な事業者指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業者の指定	千葉県
	通所介護	指定通所介護事業者の指定	千葉県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業者の指定	習志野市(介護保険課)
総合事業	介護予防訪問型サービス 介護予防通所型サービス	総合事業の第1号訪問(通所)事業者(介護予防訪問(通所)介護相当のサービス)の指定	習志野市(高齢者支援課)
	生活援助訪問型サービス 運動機能向上ミニデイ型サービス 介護予防ミニデイ型サービス	総合事業の第1号訪問(通所)事業者(緩和した基準によるサービス)の指定	習志野市(高齢者支援課)

3-3. 事業者指定の留意点

住所地特例対象者への総合事業のサービス提供について

- 習志野市の住所地特例対象施設に入所している被保険者へ総合事業のサービスを提供する場合は、習志野市の指定を受けて、習志野市の報酬単価で提供する。

習志野市外の被保険者へのサービス提供について

- 習志野市に所在する事業者が、習志野市以外の被保険者（習志野市に居住する住所地特例対象者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、その利用者の住所地の市町村から事業者指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請もそれぞれの市町村に届け出る必要がある。その場合、指定市町村の報酬単価で提供する。

3-4. 指定申請について

指定申請手続き

- 指定は毎月1日付けで行う。
- 申請書類の提出期限は指定希望月の前々月の末日を原則とする。
- サービスごとに指定を受ける必要がある。
- 申請窓口は、高齢者支援課。

緩和した基準によるサービスの指定有効期間

- 原則として6年間。介護予防訪問(通所)型サービスの指定事業所については、指定時に申し出があった場合には、介護予防訪問(通所)型サービスの指定有効期間と揃えることも可能。

3-4. 指定申請について

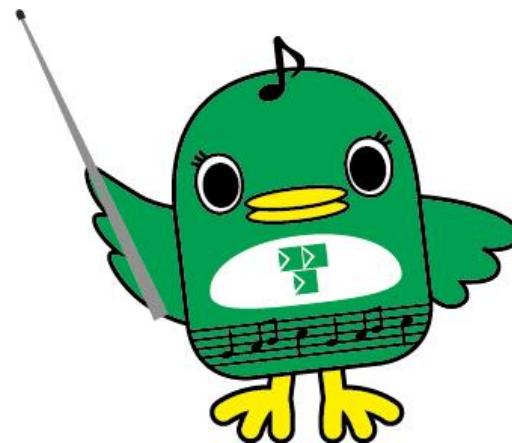
指定申請必要書類

- 原則として、介護予防訪問(通所)型サービスと同等の書類が必要。
- 事業所内養成研修を実施する事業所については、研修に係る届出も必要。
- ただし、介護予防訪問(通所)型サービスの指定事業所については、一部の書類を省略することも可能とする。(別紙参照)

総合事業における事業所番号

- 介護予防訪問(通所)型サービスの指定事業所が緩和した基準によるサービスの指定を受け、サービスを提供する場合は、現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

4. 請求事務について



4-1. サービス種類コードについて

(1) 訪問型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	61	介護予防訪問介護	従前の介護予防訪問介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者が受けるサービス種類
2	A1	訪問型サービス(みなし) (訪問介護相当)	総合事業のみなし指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
3	A2	訪問型サービス(独自) (訪問介護相当)	習志野市の総合事業の従前相当サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
4		訪問型サービス(独自) (生活援助型)	習志野市の総合事業の緩和した基準によるサービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類

廃止

追加

4-1. サービス種類コードについて

(2) 通所型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	65	介護予防通所介護	従前の介護予防通所介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者が受けるサービス種類
2	A5	通所型サービス(みなし) (通所介護相当)	総合事業のみなし指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
3	A6	通所型サービス(独自) (通所介護相当)	習志野市の総合事業の従前相当サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
4		通所型サービス(独自) (運動機能向上型)	習志野市の総合事業の緩和した基準によるミニデイ型サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
5		通所型サービス(独自) (介護予防型)	習志野市の総合事業緩和した基準による機能訓練型サービスの指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類

廃止

追加

4-2. 利用者負担・給付管理

[習志野市案]

利用者負担

- 予防給付の利用者負担割合と同様
- 原則1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担
- 予防給付における高額介護予防サービス費相当事業等を実施
- 予防給付における給付制限と同様の制度は、制度開始当初は実施しない

給付管理

- 総合事業のサービス事業分(従前相当サービス、緩和した基準によるサービス)と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理を行う。
- 認定区分ごとの支給限度額は次のとおり。

	支給限度額/月	(注)
要支援1	5,003単位	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位	退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケースについては、 一時的に 要支援2の限度額までの範囲内で利用が可能ですが、その場合は事前に高齢者支援課にご相談ください。

4-3. 日割り請求の適用について

- 介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービス
⇒月額包括報酬のため、日割り請求を適用する。
- 生活援助訪問型サービス、運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス
⇒1回当たりの単価を設定し、利用回数に応じた報酬としているため、日割り請求は適用しない。

※日割り請求について

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

4-4. サービスの併用について

【訪問型サービス】

介護予防訪問型サービスと生活援助訪問型サービスの併用が可能。介護予防訪問型サービスは基本的に月額包括報酬であるが、生活援助訪問型サービスと併用する場合に限り、回数割を適用する。その場合の介護予防訪問型サービスの1回当たりの単価は以下のとおりとする。

	1回当たり単位数
週1回程度利用	(4回まで)266単位
週2回程度利用	(8回まで)270単位
週2回を超える利用	(12回まで)285単位

4-4. サービスの併用について

【通所型サービス】

介護予防通所型サービス、運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービスの併用が可能。介護予防通所型サービスは基本的に月額包括報酬であるが、運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービスと併用する場合に限り、回数割を適用する。その場合の介護予防通所型サービスの1回当たりの単価は以下のとおりとする。

	1回当たり単位数
週1回程度利用	(1回～4回)378単位
週2回程度利用	(5回～8回)389単位

4-4. サービスの併用について

【サービスの併用における留意点】

- 予防給付のサービスとの併用は不可。

＜併用できない例＞

介護予防通所リハビリテーションと運動機能向上ミニデイ型サービス

- 併用する場合の、上限額は以下のとおり。

	訪問型サービス	通所型サービス
要支援1	2, 335単位／月	1, 647単位／月
要支援2・事業対象者	3, 704単位／月	3, 377単位／月

5. 今後の主なスケジュールについて

サービスA提供開始	平成30年9月
サービスA事業者指定申請受付	平成30年7月
サービスコード表等ホームページ掲載	平成30年8月
市認定ヘルパー養成講座	第1回:平成30年6月～ 第2回:平成30年11月～
事業所内養成研修講師向け説明会	第1回:平成30年9月20日(木) 第2回:平成31年2月 or 3月

【参考】

○介護予防・日常生活支援総合事業 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

上記ホームページから、基本的考え方、ガイドライン、Q&A、関連資料、好事例、関係政省令・告示等がご覧いただけます。

OWAM NET 介護保険最新情報
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

介護保険制度に関する最新情報をご覧いただけます。

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料などがご覧いただけます。

【問い合わせ先】

○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること
高年齢者支援課 454-7533

本日の資料は、今後ホームページに掲載予定です。